

# 医療廃棄物を適正に処理するために

————— 医療関係機関等の皆様へ —————

「医療関係機関等」とは、病院、診療所（保健所、血液センター等はここに分類される。）、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、大学及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）のことです。

適正に処理して、生活環境を守りましょう



文京区

## 目次

はじめに .....	1
1章 排出事業者責任 .....	2
2章 廃棄物の分別方法 .....	3
3章 廃棄物の管理 .....	10
4章 処理の委託 .....	15
5章 文京区への処理依頼 .....	22
問合わせ先 .....	巻末

### < 略語 >

#### ○法又は廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

#### ○令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

#### ○規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚令第35号）

#### ○医師等

医師、歯科医師及び獣医師をいう。

## はじめに

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。これは「排出事業者責任」と呼ばれるもので、医療関係機関等に限らず事業活動を行っている者すべてに求められています。

国（環境省）は度重なる法改正で「排出事業者責任」を強化しており、悪質な排出者や廃棄物運搬処理業者が廃棄物処理法違反により刑事責任を問われるケースも想定されます。

特に医療機関等から排出される廃棄物には医療行為に伴うものが含まれるため、より厳重で適正な処理が必要となってきます。国は平成16年3月に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改正し、それまで、医師等の判断に委ねられていた感染性廃棄物と非感染性廃棄物との区分を客観的に判断することとしました。

このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物のうち、とりわけ感染性廃棄物（特別管理廃棄物）の具体的な取扱いについて、十分にご理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆様は、このパンフレットを参考に、医療廃棄物の適正処理に向けた取組をお願いします。

## 1章 排出事業者責任

廃棄物の処理は、なぜ排出する事業者に責任が課せられているのでしょうか？

通常の商取引では、所有権が移るとその時点で処分に関する責任はなくなります。しかし、廃棄物については、廃棄物処理法において事業者に適正な処理を行う責任が求められており、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は、排出者に懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（法第3条第1項）

これらは、「**排出者責任の原則**」と呼ばれています。排出者責任とは、廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられます。

廃棄物の処理に伴う環境への負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物の処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられます。この考え方の根本は、いわゆる汚染者負担の原則にあります。（出典：環境省平成23年版環境・循環型社会・生物多様性白書）

事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。

このように、廃棄物処理法はとても厳しい法律です。とりわけ感染の危険を伴う感染性廃棄物は不適正な処理が行われると、重大な問題になってしまいます。次章から、適正に処理するための対応をみていくことにしましょう。

## 2章 廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」とは、そのうち特に指定された有害なものである「特別管理廃棄物」に該当し、「感染性産業廃棄物」と「感染性一般廃棄物」に分類されます。

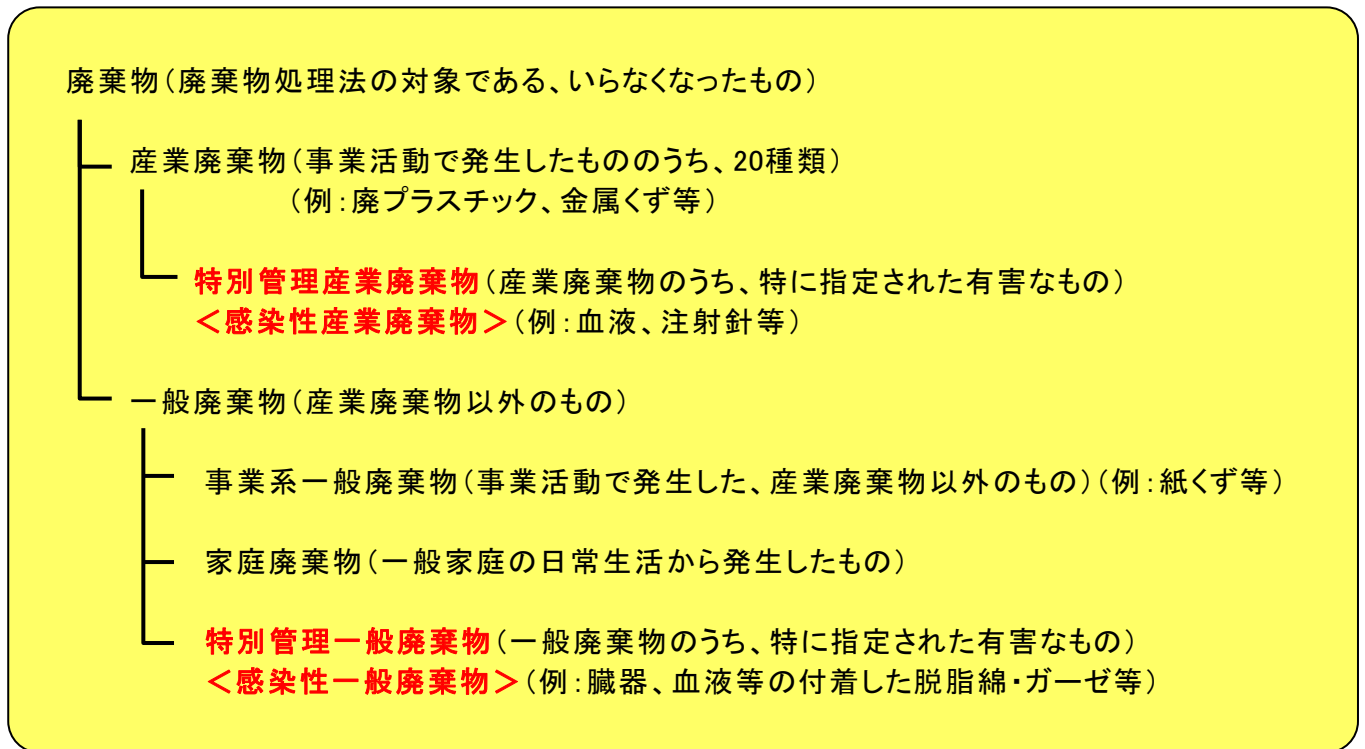


図1 廃棄物の分類

### (1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されます。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)の規制を受けます。販売元と相談の上、処理してください。

### (2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分類されます。(令第2条の4第4項(別表第1の4、別表第2)、令第1条第8号(別表第1の4))

また、医療関係機関等以外から発生した同様の性質を持つ廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

### (3) 医療関係機関等

- イ 病院
- ロ 診療所
- ハ 衛生検査所(臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項)
- ニ 介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項)
- ホ 介護医療院(介護保険法第8条第29項)
- ヘ その他環境省令で定めるもの
  - 1 助産所
  - 2 獣医療法第2条第2項に規定する診療施設
  - 3 国又は地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)
  - 4 大学及びその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)
  - 5 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るもの)

## (4) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

医療関係機関等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- ①感染性廃棄物
- ②非感染性廃棄物(医療廃棄物であって、感染性廃棄物でないもの)
- ③それ以外の廃棄物(紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたもの、いずれの場合も感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、許可業者に委託し、処理してください。例えば、まだ滅菌の封を切っていない使用期限の切れた針付き注射器についても、感染性廃棄物と同等の取扱いをしてください。(参照：P6図2)

非感染性廃棄物及びそれ以外の廃棄物は、通常の事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理することになります。

感染性廃棄物等に該当するかどうかは、P6～P8の図2～5をご覧ください。  
(特定薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものもありますので、注意してください。)

## (5) 紙おむつ

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで、次の①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

- ①血液が付着したもの
- ②次のような特定の感染症患者が使用したもの
  - イ 指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症
  - ロ 感染症法で一類、二類、三類の感染症
  - ハ 感染症法で四類及び五類の一部

血液等が付着していなければ、②のイ～ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物(事業系一般廃棄物)として区分されます。

使用後の紙おむつの取扱いについては、P9の表1をご覧ください。

## (6) その他

判断フロー等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく

- ① 当該廃棄物はどのように取り扱う必要があるか？
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？

などの観点を考慮に入れて、適切な分別を行ってください。

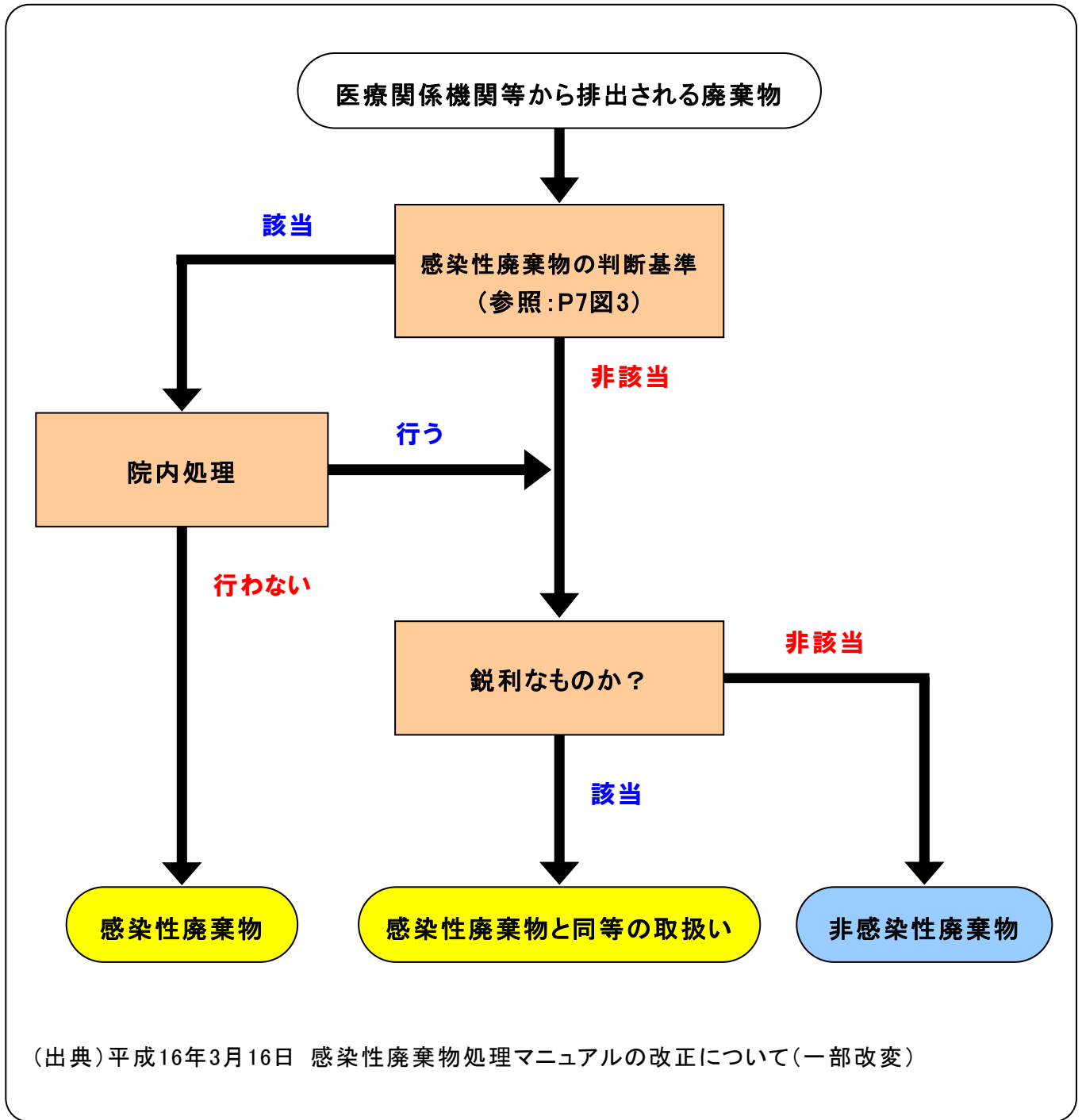
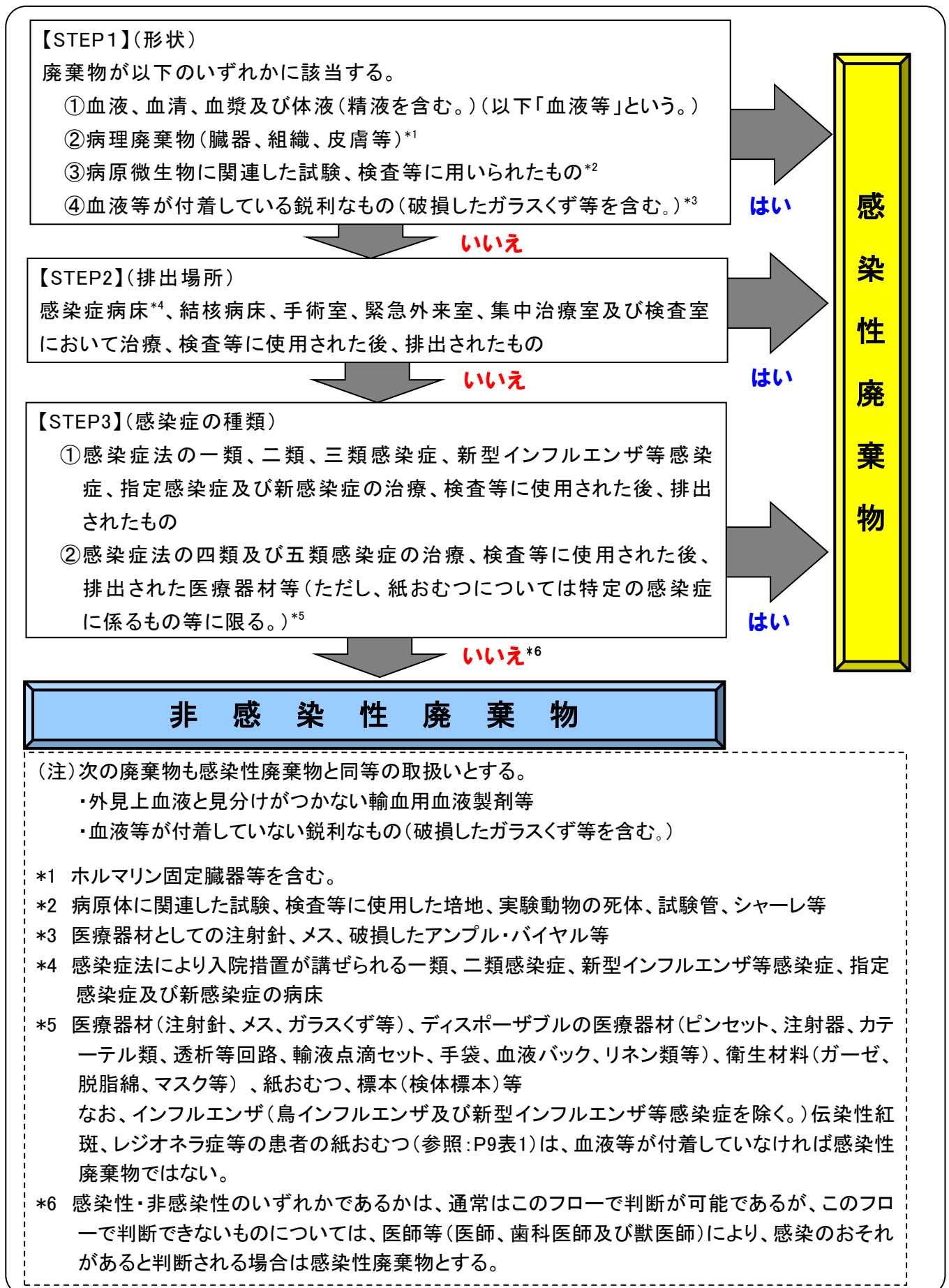


図2 非感染性廃棄物の判断フロー





(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(一部改変)

図3 感染性廃棄物の判断フロー

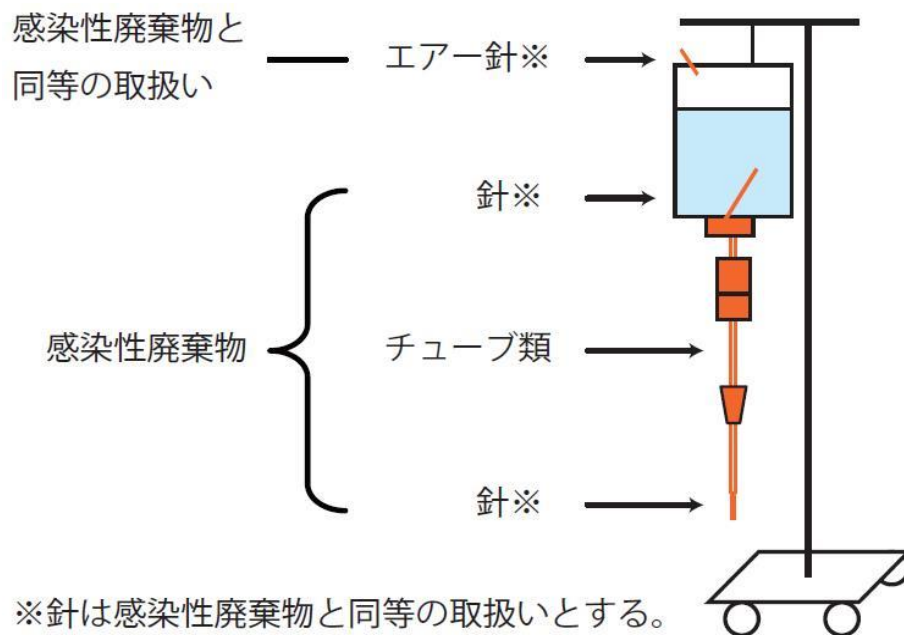
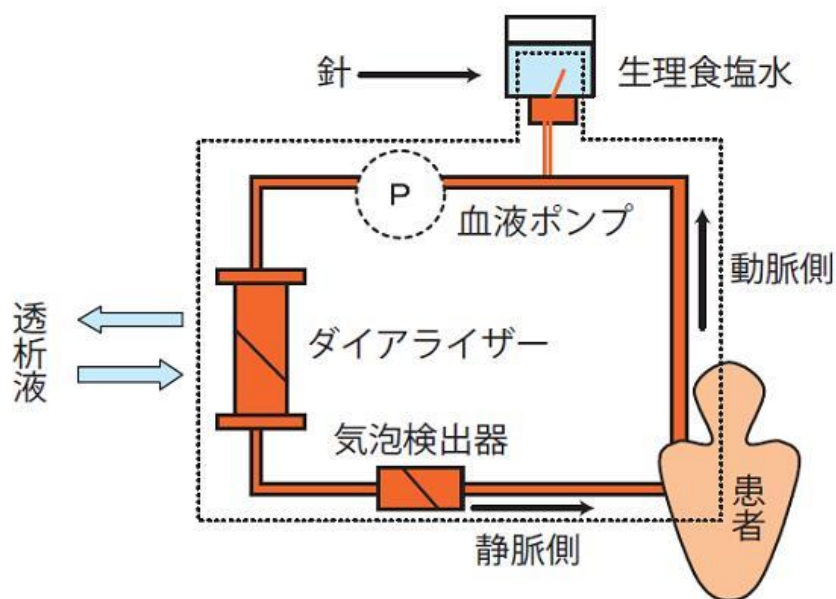


図4 輸液点滴セットについて



- ・点線内が感染性廃棄物
  - ・ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。
- ※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

図5 透析等回路について

表1 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い(※1)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。)	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。)、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症(※2)、再興型コロナウイルス感染症(※2)	○	
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播襲性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
新感染症		○	

※1 ○：感染性廃棄物      ×：非感染性廃棄物

また、○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

※2 紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き感染性廃棄物として取り扱うこととする。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

## 3章 廃棄物の管理

### 1 事務編

#### (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第12条の2第8項)

医療関係機関等の管理者は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師  
又は、歯科衛生士(ただし、感染性廃棄物のみを排出する場合)
- ②特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者<sup>\*1</sup>
- ③法に定める資格(規則第8条の17)を持った者<sup>\*2</sup>

注) 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(現像液、定着液など)を排出する場合は、  
②又は③の資格が必要です。

\*1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先:(一社)東京都産業資源循環協会

他県会場の問い合わせ先:(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

\*2 環境衛生指導員歴2年以上など

#### (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置又は変更した場合には、30日以内に都知事に報告してください。(東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱)

まだ設置の報告をされていない、又は届出の有無を確認したい場合は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当(参照:巻末問い合わせ先)までお問い合わせください。

届出様式や記載例等は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページから入手できます。

URL: [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/special\\_management/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/special_management/index.html)

#### (3) 多量排出事業者の処理計画の作成(法第12条の2第10項、同第11項)

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上である医療関係機関等(多量排出事業者)は、廃棄物の減量等その処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、翌年度には計画の実施状況について報告してください。

提出及び問い合わせ先: 東京都環境局資源循環推進部計画課 TEL: 03-5388-3572

URL: [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/notification/summary\\_processing/summary\\_processing.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_processing/summary_processing.html)

## (4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者は、施設内における医療廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者及び処理業者に周知徹底してください。

## (5) 帳簿の記載と保存(法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項)

感染性廃棄物などの特別管理産業廃棄物を生ずる事業所又は施設内処理等で一定規模以上の産業廃棄物処理施設(法第15条第1項)を設置する医療関係機関等は、その処理について帳簿の記載と保存が義務付けられています。

なお、運搬又は処分を委託した場合には、当該委託に係る事項は記載不要です。

### ○帳簿の記載事項

#### (自ら運搬)

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 運搬年月日
- ③ 運搬方法、運搬先ごとの運搬量
- ④ 保管積替え場所ごとの搬出量

#### (自ら処分)

- ① 産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
- ② 処分年月日
- ③ 処分方法ごとの処分量
- ④ 処分後の持出先ごとの持出量

### ○帳簿の取扱い

- ① 翌月中までに記載すること
- ② 1年間で閉鎖する
- ③ 閉鎖してから5年間保存する

## 2 保管編

### (1) 感染性廃棄物の保管(法第12条の2第2項、規則第8条の13)

- ・ 周囲に囲いをしてください。
- ・ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることが分かるように、取扱注意の表示をしてください。(図6)
- ・ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮してください。(診察室など、患者と接触する場所で保管しないでください！)
- ・ 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にしてください。
- ・ やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫に入れるなどしてください。

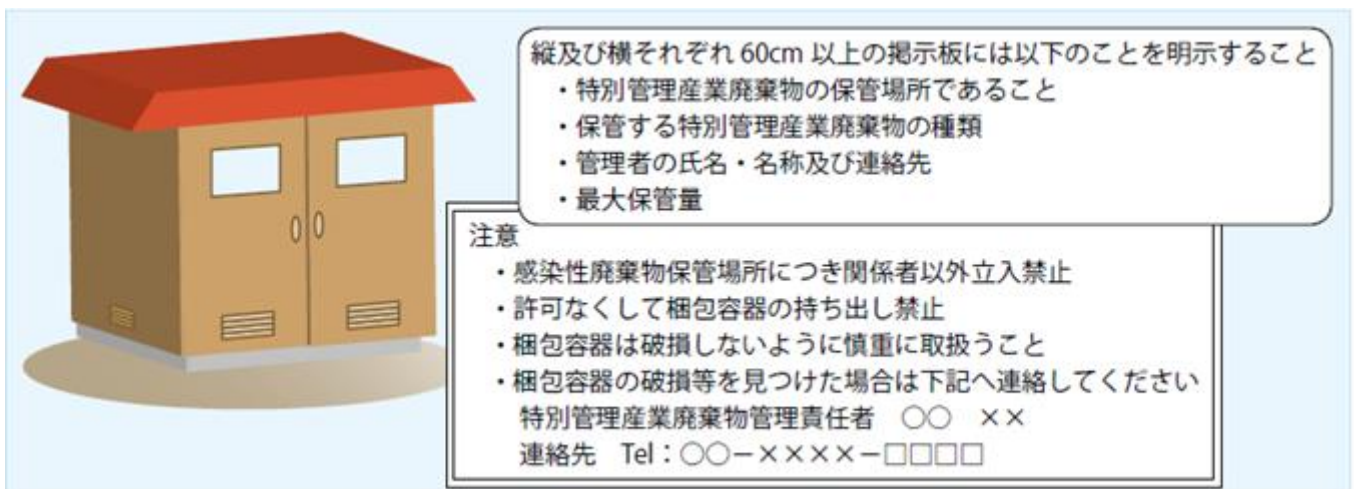


図6 感染性廃棄物保管場所

### (2) 梱包(令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2)

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切(密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい)、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの……密閉容器
- ② 固形状のもの……丈夫なプラスチック袋を二重にして使用又は丈夫な容器
- ③ 鋭利なもの……耐貫通性のある丈夫な容器

**(3) 表示**(令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるように、梱包容器には図7のバイオハザードマークを付けてください。

- ①液状又は泥状のもの(血液等)……………赤色
- ②固形状のもの(血液等が付着したガーゼ等)………橙色
- ③鋭利なもの(注射針等)……………黄色



図7 バイオハザードマーク

非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図8のとおり行ってください。



図8 非感染性廃棄物ラベル

## 3 処理編

### (1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。処理後の廃棄物は、非感染性廃棄物として取扱うことができます。(鋭利なものは感染性を失わせても感染性廃棄物として取り扱ってください。)

**①焼却設備を用いて焼却する方法**

**②溶融設備を用いて溶融する方法**

**③高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法**

(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

**④乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法**

(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

**⑤肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法**

(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

(「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成4年厚生省告示第194号)」)

#### ※ 施設内処理の注意点

- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、東京都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当(参照:巻末問合わせ先)にお問い合わせください。
- ・ 焼却又は溶融設備を用いる場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、医療関係機関等の管理者は、緊急対応時のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。



## 4章 処理の委託

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

処理を委託する場合は、次の3点に気を付けてください。

### 1 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

#### ○収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬する廃棄物の品目の許可を取得しているか？
- ・ 廃棄物を排出する自治体と、持込先の自治体の両方で許可を取得しているか？  
(通過するだけの自治体の許可は必要ありません。)

#### ○処分業者選択のポイント

- ・ 処分する廃棄物の品目の許可を取得しているか？
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先が明確にされているか？

#### ① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物の許可業者で処理できます。(法第14条の4第17項、規則第10条の20)

したがって、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

#### ② 非感染性廃棄物

非感染性廃棄物は、通常の事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理することになりますので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。

#### ③ それ以外の廃棄物

①、②以外の廃棄物は、通常の事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として処理することになりますので、該当する区分の許可を有する業者と契約してください。

処理業者の選定は、以下のような方法があります。

## (1) ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで検索することができます。

### ○ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL: [https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search\\_input.aspx](https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx)

### ○ 産廃情報ネット 情報開示支援システム

URL: <http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

## (2) 業界団体に問い合わせる

一例として、一般廃棄物については東京廃棄物事業協同組合で、また産業廃棄物については(一社)東京都産業資源循環協会、会員である処理業者の紹介を行っています。(参照: 巻末 問い合わせ先)

文京区及び東京都環境局は行政機関ですので、個別の業者紹介は行っておりません。

### ★ 重要

許可を有する処理業者に収集運搬を委託して、区長の指定する処理施設に医療廃棄物を持ち込む場合は、**医療廃棄物排出状況申告書**の提出が必要です。

委託業者が23区の清掃工場に医療廃棄物を持ち込む場合は、**医療廃棄物排出状況申告書**を**文京清掃事務所**に提出してください。

また、委託業者を変更した場合は**医療廃棄物排出状況変更届**を**文京清掃事務所**に提出してください。

医療廃棄物を民間の処理施設へ持ち込む場合は、提出の必要はありません。

## 2 契約を締結する

委託する処理業者が決定すると、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は**必ず書面**で行うことと規定されています。  
(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号)

口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか、罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・」、これが重大な法律違反となります。

それ以外の重要なポイントを以下にまとめます。

### (1) 必ず二者契約する(法第12条第5項)

収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約してください。

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となります。(ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約で構いません。)

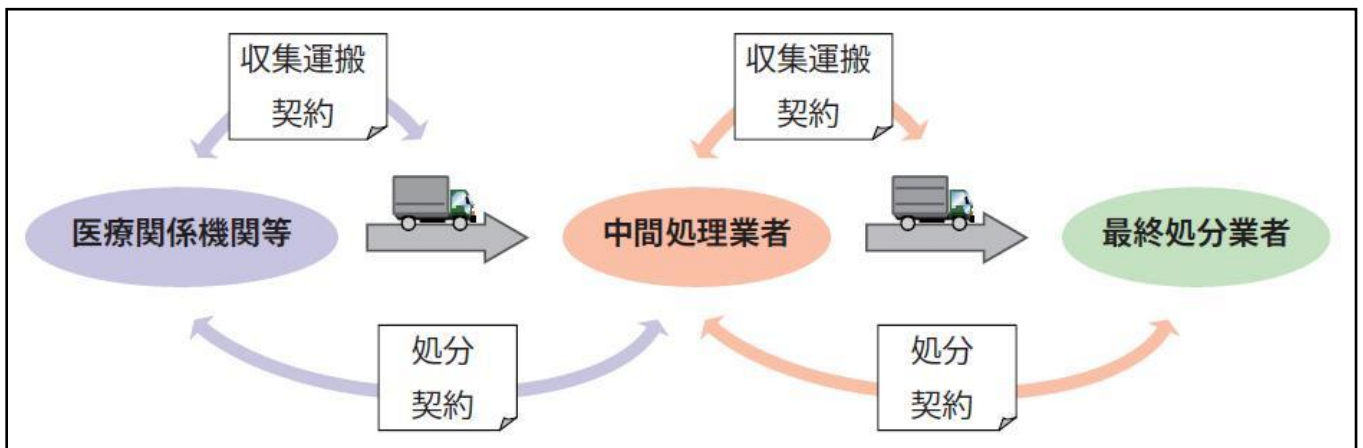


図9 契約の相手先

### (2) 契約書に許可証の写しを添付する(規則第8条の4)

許可証の写しの中で、次の事項を特に確認してください。

#### ○許可の有効期限

期限が切れていると、無許可業者に委託したことになります。

#### ○許可の区分・条件

感染性廃棄物の許可のない処理業者は感染性廃棄物を扱うことができません。

#### ○許可の自治体名

収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県政令市等の両方で許可を取得している必要があります。例えば東京都から福島県の処分場まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを契約書に添付してください。

### (3) 契約書に必ず含めなくてはならない事項(令第6条の2第4号)

廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない事項が規定されています。

実際の契約書の内容については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を入手できますのでご参照ください。

URL: [https://kankyo.my-admin.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/on\\_waste/keiyakusy/o/](https://kankyo.my-admin.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/keiyakusy/o/)

### (4) 契約書は5年間保存する(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3、同第8条の16の4)

許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

## 3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する

マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは、排出事業者が自ら交付すること(法第12条の3第1項)と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけではなく、必ず内容を確認した上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反及び注意義務違反になる場合がありますので、ご注意ください。

マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

### (1) 最終処分終了まで確認する(法第12条の3第6項、規則第8条の26)

マニフェストの流れは、P19図10のようになります。

マニフェストは、運搬(B2票)、中間処分(D票)、最終処分(E票)が終了するごとに、処理業者から送付されます。控え(A票)と戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。マニフェストは交付した日、送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

### (2) マニフェストが戻ってこない場合(法第12条の3第8項、規則第8条の29)

マニフェストが定められた期間内(P19表2)に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都へ報告してください。

感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、60日が経過した日から30日以内に東京都知事に報告(措置内容等報告書)を行わなければなりません。

様式は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで入手することができます。

URL: [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/notification/report/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/report/)

表2 定められた期間（マニフェスト）

票	主旨	ルート	処理業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者⇒排出事業者	運搬を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者⇒運搬業者		
D	処分終了	処分業者⇒排出事業者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
E	最終処分終了	処分業者⇒排出事業者	2次マニフェスト*1のE票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

\*1 2次マニフェスト: 中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

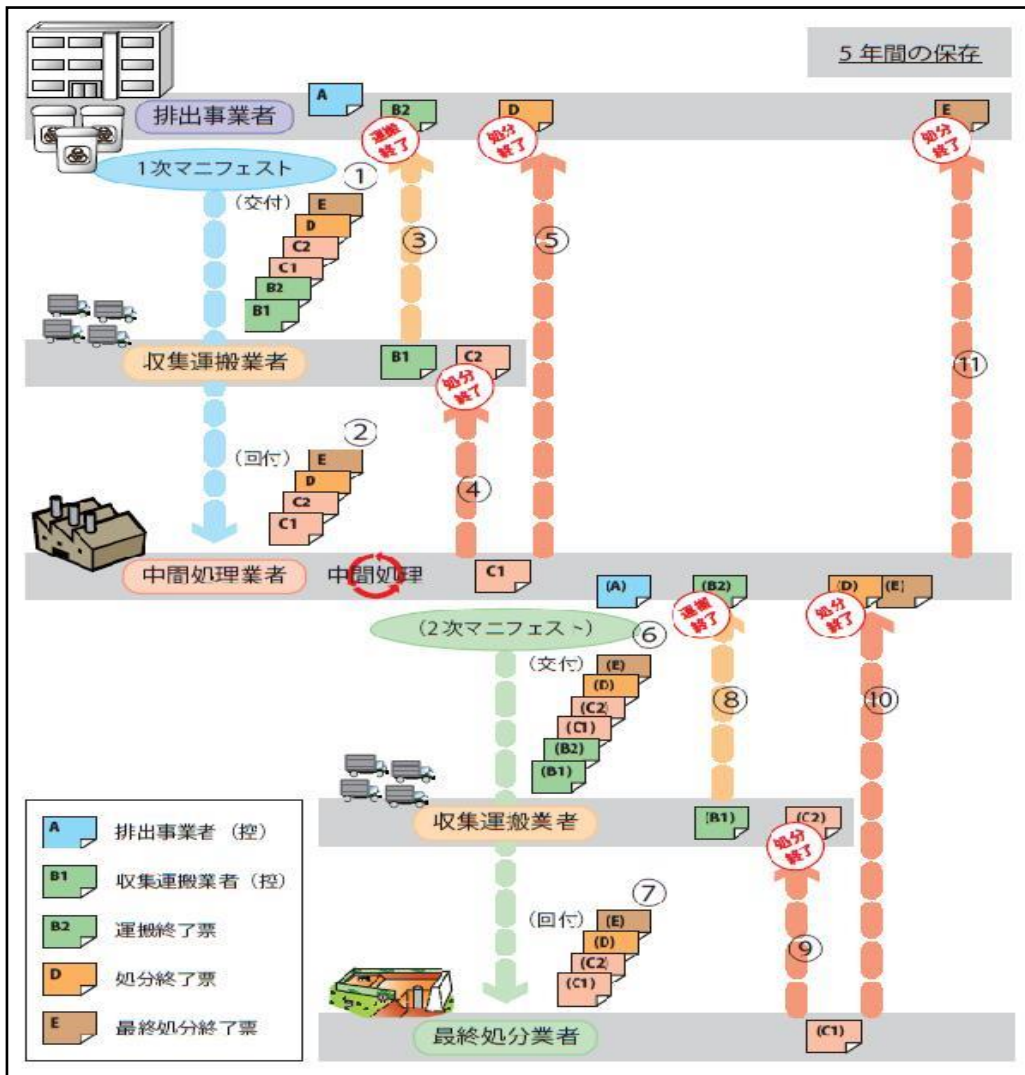


図10 マニフェストの流れ

### (3) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する(法第12条の3第7項、規則第8条の27)

産業廃棄物を排出した事業者は、前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、毎年6月30日までに都道府県知事又は政令市長へ提出する必要があります。

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェスト管理等に十分留意してください。

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式や作成マニュアルなどは、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで入手できますのでご参照ください。

URL:

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/notification/summary\\_delivery\\_status.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html)

### (4) 電子マニフェストの利用を検討してください

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に参加手続きを行う必要があります。電子マニフェストの流れは、P21図11のようになります。

また、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法(EDI接続)もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。

#### ○電子マニフェストの長所

##### ①事務の効率化

- ・マニフェストの5年間保存が不要
- ・処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認も容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務の効率化による人件費の削減

##### ②法令遵守

- ・マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

##### ③データの透明性

- ・マニフェストの偽造を防止
- ・マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

##### ④産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要

特に④(参照:P20(3))については、電子マニフェスト情報を取りまとめる情報処理センターから各行政に報告を行うため、事業者自らの提出が不要になります。ただし、通常の紙のマニフェストを交付した分については、報告書として取りまとめ、各行政に提出する必要がありますのでご注意ください。

表3 電子 manifests の利用料金(税込)

料金区分	排出事業者		収集運搬業者	処分業者		
	A料金	B料金		処分報告機能のみ	A料金	B料金
基本料 (年額)	26,400円	1,980円	13,200円	13,200円	26,400円	13,200円
使用料 (1件につき)	11円	22円 (91件目から)			11円	22円 (91件目から)

排出事業者は、A料金かB料金のいずれかを選択します。

- ・ B料金の使用料は、登録件数90件までは基本料の中に含まれます。
- ・ 年間の電子 manifests の登録件数が2,400件以下の場合は、B料金の方がお得です。

【少量排出事業者団体加入割引料金】

医療関係機関等の排出事業者が30以上まとまって電子 manifests に加入する場合を対象とした、B料金の基本料を不要とする従量制の料金体系があります。(基本料金1,980円が不要で、登録情報1件につき22円)

詳細については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターにお問合わせください。

- ・ 電子 manifests に対応している処理業者の検索  
産廃情報ネット 情報開示支援システム URL: <http://www2.sanpainet.or.jp/index.php>
- ・ 電子 manifests の問合せ先  
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(参照:巻末問合わせ先)

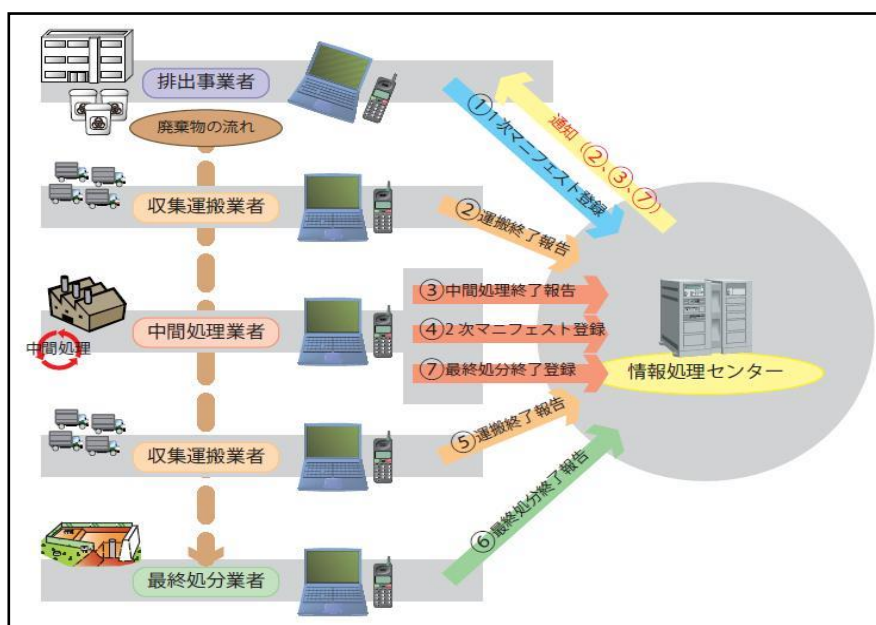


図11 電子 manifests の流れ

## 5章 文京区への処理依頼

事業者が出す廃棄物は自己処理が原則です。したがって、文京区内の医療関係機関から排出される医療廃棄物は、自ら処理するか、許可業者へ処理を委託しなければなりません。

例外として、以下の場合には、区に医療廃棄物の収集・運搬を依頼することができます。

### 医療廃棄物処理申請手続き

#### (1) 対象となる医療関係機関

- ①常時勤務する従業員数が20人以下  
若しくは
- ②排出日量が平均50kg未満  
(ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。)

#### (2) 区が収集することのできる廃棄物

- ① 非医療廃棄物  
(申請の対象ではありませんが、医療廃棄物処理申請書の「非医療廃棄物」欄に日量等を記入していただきます。)
- ②非感染性廃棄物  
(感染の危険がないものでも、注射針、メス、破損したガラス製品などの鋭利なものは感染性廃棄物と同等の取扱いとなります。)
- ③感染性廃棄物を医療関係機関内で法で定められた滅菌方法により処理したもの  
(注射針・メス等の鋭利なものは、滅菌処理をするのみではなく、法定の処理(破碎等)を行い、鋭利ではない形状にして滅菌したことが明らかなものに限りします。)

#### 【具体例】

ガーゼ、紙おむつ、脱脂綿、廃プラスチック等・・・可燃ごみとして排出できます  
金属くず、ガラスくず等・・・・・・・・・・・・・・・・・・不燃ごみとして排出できます

※ 紙おむつは汚物を取り除いてから排出してください。

**感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出された場合は、法律違反となりますので、ご注意ください。**



### (3) 申請方法

事前に、**医療廃棄物処理申請書**により文京清掃事務所に申請し、承認を得てください。承認期間は2年間とし、以後、2年毎に申請を行っていただきます。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

現在の承認期間の終了日は令和7年3月末までとなっております。なお、次期の承認期間は令和7年4月1日～令和9年3月31日となります。

**★なお、申請していただいても、次の廃棄物は、収集・運搬・処分いたしませんのでご注意ください。**

- ①感染性廃棄物
- ②感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの(医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品など)
- ③液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等)
- ④臓器類
- ⑤その他適正に処理することが困難なもの

### (4) 事業系有料ごみ処理券及びステッカー(識別シール)の貼付

医療廃棄物を排出する際には、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにした上で、廃棄物の量に見合うだけの「事業系有料ごみ処理券」(表4参照)及び「ステッカー」(識別シール 参照:P24図12)を貼って、決められた集積所に出してください。

**表4 【有料シール容量別料金表】**

種類	セット枚数	販売価格	色
特大 70ℓ (軽量ごみ専用)	5枚1セット	3,045円	緑
大 45ℓ	10枚1セット	3,910円	青
中 20ℓ	10枚1セット	1,740円	桃
小 10ℓ	10枚1セット	870円	黄

令和5年10月1日改定

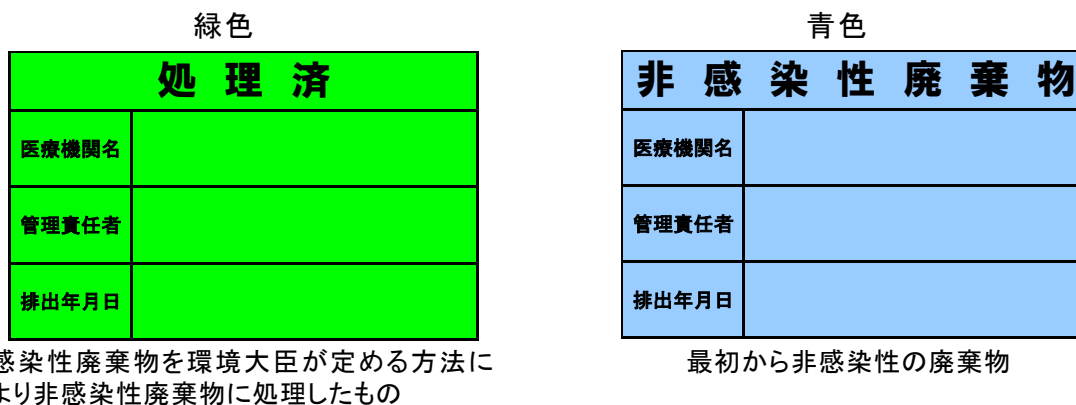


図12 ステッカー

ステッカーは、文京区リサイクル清掃課のホームページで入手できます。

URL: <https://www.city.bunkyo.lg.jp/b039/p000985.html>

※各医療機関等で作成しても構いません。

**(5) 滅菌等の処理確認**

医療関係機関等には法令に基づき、滅菌処理器材若しくは滅菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。

**(6) ルールに違反した場合**

排出ルールに違反する行為を行った医療関係機関等に対しては、収集・運搬・処分をお断りする場合がありますのでご注意ください。

**(7) 廃棄物を直接処理施設に持ち込む場合**

医療関係機関等から発生する一般廃棄物を東京二十三区清掃一部事務組合が管理・運営する清掃工場等の処理施設に持ち込む場合は、事前に所定の様式に基づき、文京清掃事務所に申請してください。ただし、感染性廃棄物は持ち込めませんのでご注意ください。

**(8) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等**

- ①施設内で発生する感染性廃棄物及び注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取り扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ②施設内で発生する廃棄物の処理を、文京区に申請できる医療関係機関等以外の医療関係機関等

## ★在宅医療について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、厚生省通知により一般廃棄物として取り扱う旨周知されています。しかし、ごみ集積所に排出された場合の住民や収集職員等の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力をお願いします。

- ① 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利な物は、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- ② 文京区薬剤師会では、在宅患者が医師から処方等を受け、在宅で自己注射に使用した注射針を区内の薬局で回収する事業を行っています。  
薬局で注射針を受け取る際に、併せて回収容器も受け取り、使用済み注射針が一杯になったら、使用済み注射針回収薬局のステッカーを掲げた薬局に持ち込むように、患者及びその家族に対して在宅医療廃棄物の排出指導等を行っていただきますよう、医師の皆様のご協力をお願いします。
- ③ 注射針等鋭利なものを各家庭から区のごみ収集に出す場合は、収集作業の安全性を確保するため、耐貫通性のある丈夫な容器にきちんと入れて「キケン」と表示して出すように、医師の皆様のご指導、ご協力をお願いします。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には、以下のようなものがあります。

可燃ごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、点滴バック、注射器、CAPDバック及び付属のチューブ類、薬の外箱、薬の梱包材等
不燃ごみ	あきびん等

### ※家庭から排出する場合の留意点

- ・ CAPDバック等については、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ・ 脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んで排出してください。
- ・ 紙おむつについては、汚物を取り除いて排出してください。
- ・ リサイクルのために選別する場合もあるので、空き缶やペットボトル等に入れて廃棄しないでください。

**管理責任者は、できるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図るとともに、積極的に再利用・再資源化に取り組むように心掛けてください。**

**医療関係機関等の皆様には、廃棄物の適正な処理に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。**

## 問合わせ先

### 【文京清掃事務所】

〒112-0004 文京区後楽1-7-29  
TEL:03-3813-6661

### 【文京区資源環境部リサイクル清掃課】

〒112-8555 文京区春日1-16-21  
文京シビックセンター17階  
TEL:03-5803-1182

○文京区に収集を依頼する場合について

### 【東京都環境局窓口】

資源循環推進部産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎19階

URL: [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial\\_waste/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/index.html)

- 医療廃棄物全般について ..... 指導担当 TEL:03-5388-3586
- 処理施設、処理業者の許可について ..... 審査担当 TEL:03-5388-3587
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の届出 ..... 規制監視担当 TEL:03-5388-3589
- 措置内容等報告書 ..... 規制監視担当
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について ..... 規制監視担当、指導担当

### 【東京廃棄物事業協同組合】

〒169-0075 新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル5階

TEL:03-3232-6249 URL:<https://www.touhaikyo.or.jp/>

○一般廃棄物処理業者の紹介

### 【(一社)東京都産業資源循環協会】

〒101-0047 千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階

TEL:03-5283-5455 URL:<https://www.tosankyo.or.jp>

- 産業廃棄物処理業者の紹介
- マニフェストの購入
- 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習について

### 【(公財)日本産業廃棄物処理振興センター】

〒110-0005 台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー 13階

TEL:0800-800-9023(サポートセンター) URL:<https://www.jwnet.or.jp/>

- 電子マニフェスト制度について
- 電子マニフェストの加入について

### 【環境省】

TEL:03-3581-3351(大代表) URL:<https://www.env.go.jp/>

○法令・告示・通達の検索

⇒ <https://www.env.go.jp/hourei/>

○「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」

⇒ [https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)

※産業廃棄物処理に係る個別の事例判断は、各都道府県等で行っています。